

28100

兵庫県

神戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例で指定する地域(ポートアイランド第2期地区、神戸空港島、神戸テクノ・ロジスティックパーク、神戸サイエンスパーク等)に進出する生活文化関連、情報・通信関連*、国際化関連、集客関連、物流関連、医療・健康・福祉関連*、環境関連*、新製造技術・新素材関連、航空・宇宙関連*の産業分野のうち、特定事業又は国際経済事業として市長の認定を受けた事業		1/2軽減 (*の事業は2/ 3軽減)	固定資産税 都市計画税	5年間
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例で指定する地域に進出する上記の産業分野に属する特定事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって、中核事業として延床面積1000㎡以上の施設整備を行うもので、下記要件のいずれかを満たす市長の認定を受けた事業 (要件) ・土地取得1ha以上 ・投資額(土地代除く)10億円以上 ・医療・健康・福祉関連の産業分野の研究開発		1/2軽減 (*の事業は2/ 3軽減)	固定資産税 都市計画税 事業所税 (資産割)	5年間
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例で指定する地域に進出する上記の産業分野に属する中核事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められるものであって、特例中核事業として下記の要件のいずれかを満たす市長の認定を受けた事業 (要件) ・土地取得5ha以上 ・投資額 50億円以上		1/2軽減 (*の事業は2/ 3軽減)	固定資産税 都市計画税 事業所税 (資産割)	10年間
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例で上記3事業のいずれかの要件を満たすもののうち、既存敷地に施設整備を行うもの		1/2軽減	固定資産税 都市計画税 事業所税 (資産割)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
産業クラスター	平成 17 年 4	○神戸エンタープライズゾーンのオフィスビル等に	補助金

<p>一形成促進 支援事業オフィ ス賃料補助 (要綱)</p>	<p>月1日</p>	<p>進出する企業のうち、医療・健康・福祉関連産業分野の特定事業、中核事業、又は特例中核事業として市長の認定等を受けた中小企業または一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人、大学</p>	<p>○補助率:賃料の1/2 ○限度額:1,500円/㎡・月、200万円/年 ○期間:3年間 ※兵庫県の新産業立地促進賃料補助との併給が可能。 ただし、併給の場合は ○補助率:賃料の1/4 ○限度額:750円/㎡・月、100万円/年 ○期間:3年間</p>
<p>神戸市オフィ ス賃料等補 助(要綱)</p>	<p>(令和2年4 月1日改 正)</p>	<p>【オフィス賃料補助】 市外から神戸市内にオフィスを移転・新設する事業者 ※常用雇用5人以上が対象</p> <p>【外国・外資系企業等オフィス賃料補助】市内にオフィスを移転又は新設する事業者のうちいずれかの外国・外資系企業等</p> <p>① 外国法令に基づいて設立された法人 ② 日本の法令に基づいて設立された法人で、外国法人による出資が1/3を超えるもの</p> <p>【雇用加算】 次のいずれかに該当する者 1 オフィス賃料補助の対象となる者 2 外国・外資系企業等オフィス賃料補助の対象となる者で、補助事業の対象となるオフィスにおいて、従事する常用雇用者が5名以上の者</p>	<p>【オフィス賃料補助】 ○補助率:賃料の1/4以内 ○限度額:年間1,000万円 ○補助額:1,500円/㎡・月 (IT関連企業等は3,000円/㎡・月) ○期間:3年間(1,500㎡以上の大規模施設は5年間) ○事業実施義務期間:6年間(1,500㎡以上の大規模施設は10年間)</p> <p>【外国・外資系企業等オフィス賃料補助】 補助金(基本) ○補助率:賃料の1/4以内 ○限度額:750円/㎡・月、1,000万円/年 ○期間:3年間 (1,500㎡以上の場合は5年間) ※神戸国際経済地区に進出する場合は、兵庫県の外国外資系企業向け賃料補助との併給が可能。</p> <p>【雇用加算】(賃料補助に加算) (1)住所異動ありの場合 ・常用雇用のうち期間の定めのない労働契約・フルタイム勤務120万円/人 ・上記以外の1年を超えて雇用される雇用保険一般被保険者20万円/人 ※ (2)業務機能を集積させる地域の拠点への移転の場合:市民の新規雇用</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・常用雇用のうち期間の定めのない労働契約・フルタイム勤務 100 万円/人 ・上記以外の 1 年を超えて雇用される雇用保険の一般被保険者 15 万円/人※
神戸市先端製造業大規模投資促進補助(要綱)	平成 27 年 4 月 1 日	<p>○次の①～③の全てを満たす事業者</p> <p>①事業場所が市内の工業地域・工業専用地域であること</p> <p>②成長分野において高度技術を用いて新たに展開される事業であること</p> <p>③設備投資額が 20 億円以上であること</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助率:設備投資額の6%以内 ○限度額:なし(5年分割払い) ○事業実施義務期間:10 年間
神戸市建物取得型企业拠点移転補助(要綱)	平成 27 年 4 月 1 日 (令和 2 年 4 月 1 日改正)	<p>(建物取得)</p> <p>市外(東京都 23 区以外)から市内既成都市区域に本社機能を移転することに伴い、新たに本社等建物を建設または購入して取得し、本社機能に従事する常用雇用者を神戸市内で新たに雇用する事業者</p> <p>※常用雇用5人(中小企業は2人)以上が対象</p>	<p>助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物取得補助:4% ○雇用補助:30 万円×雇用増加人数 ○限度額:当期税額の 20% ※建物取得補助と雇用補助は併用不可(選択制) ○事業実施義務期間:10 年間

28201

兵庫県

姫路市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
姫路市工場立地 促進条例	S60.3	<p>市内の工業専用地域、工業地域、準工業地域 または工場導入が適当と市長が認める地域に 工場を設置する製造業若しくは道路貨物運送 業、倉庫業で、下記の要件を満たす事業者</p> <p>◎指定事業者</p> <p>○投下固定資産総額 大企業 5億円以上 中小企業 3,000万円以上(製造業)、 5,000万円以上(道路貨物運送業、倉庫業)</p> <p>新製品の開発または製造を目的とする中小企 業 3,000万円以上</p> <p>○連携中枢都市の関係市町の住民で、新たに 雇用期間を定めることなく雇用され、工場に常 時勤務する従業員数又は転入した常用従業 員数(連携中枢都市の関係市町から新たに市 内に転入した者を除く)</p> <p>大企業 9人以上 中小企業 2人以上</p> <p>(新設の場合は、上記要件のどちらか一方を満 たす事業者。増設・更新・移設の場合は、投下 固定資産総額要件のみを満たす事業者。(但 し、更新の場合の指定事業者は中小企業かつ 製造業に限る。)道路貨物運送業、倉庫業につ いては、上記要件を両方とも満たす事業者)</p>	<p>工場設置奨励金</p> <p>(大企業) ○奨励額 固定資産税相当額 1/2</p> <p>(中小企業) ○奨励額 固定資産税相当額 (4～6年目は 1/2)</p> <p>主力製造工場(※1) (大企業) 固定資産税相当額 3/5 (中小企業) 固定資産税相当額</p> <p>※1 主力製造工場…研究所及び本社機 能を併設する製造等施設の新設・ 増設・更新・移設</p> <p>○期間 6年度間(予算の範囲内)</p>
			<p>事業所奨励金</p> <p>(大企業) ○奨励額 事業所税相当額 1/2</p> <p>(中小企業) ○奨励額 事業所税相当額(4～6年目は 1/2)</p> <p>主力製造工場(※1) (大企業) 事業所税相当額 3/5 (中小企業) 事業所税相当額</p> <p>○期間 6年度間(予算の範囲内)</p>
			雇用奨励金

			<p>新規雇用(雇用期間を定めることなく雇用され、工場に常時勤務し、市内に住所を有する)従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奨励額:従業員数×30万円 ○期間:6年度間 ○限度額:2億円 <p>転入した常用従業員数(連携中枢都市の関係市町から新たに市内に転入した者を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奨励額:従業員数×30万円 ○期間:1年度間 ○限度額:2億円
			<p>融資あっせん</p> <p>工場設置資金の低金利融資のあっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資対象 土地、建物及び償却資産の取得費用 ○融資額 投下固定資産総額の2/3以内 ○限度額 5億円 ○利率 0.91%(令和2年度) ○期間 10年以内(据置期間2年) <p>(予算の範囲内)</p>
姫路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付要綱	H28.1	<p>姫路国際経済地区内のオフィスビル等の建物へ入居する場合に賃料を支払う事業で下記の要件を全て満たす事業者</p> <p>(ただし、「姫路市オフィス立地促進賃料補助金」の交付を受ける事業者を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県条例に規定する国際経済交流事業の確認を受けること。 ○暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助額 オフィスビル等の賃借料×1/4 ○期間 3年 ○限度額 月額750円/㎡・100万円/年度
姫路市オフィス立地促進補助金交付要綱	H28.1	<p>市内の空きオフィスビル等へ立地促進事業を行う主たる事業所(※)の新設又は増設を行う場合に賃料等を支払う事業で下記の要件を全て満たす事業者</p> <p>(ただし、「姫路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金」の交付を受ける事業者を除く)</p>	<p>賃料補助</p> <p>【新規雇用又は市外からの転勤者が11人以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助額 オフィスビル等の賃借料×1/4 ○期間 3年 ○限度額 月額750円/㎡・100万円/年度

	<p>○新規雇用又は市外からの転勤者が11人以上若しくは18～29歳の者が3人以上であること。</p> <p>○主たる事業所の建物の所有者との関係において、親会社・子会社の関係でないこと。</p> <p>○主たる事業所の建物において行う事業が風俗営業等、宗教活動、政治活動に該当しないこと。</p> <p>○国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人でないこと。</p> <p>○暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。</p> <p>※主たる事業所：主たる部門（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、これらの部門に準ずるものと市長が認めるもの）を担う事業所</p>	<p>【新規雇用又は市外からの転勤者で18～29歳の者が3人以上の場合】</p> <p>○補助額 オフィスビル等の賃借料×1/2</p> <p>○期間 3年</p> <p>○限度額 月額 1,500 円/㎡・200 万円/年度</p> <hr/> <p>建物改修等補助</p> <p>○補助額 オフィスビル等の改修費×1/4</p> <p>○限度額 100 万円</p> <hr/> <p>雇用補助</p> <p>○補助額 15 万円/人・年</p> <p>※18 歳～29 歳の者については 15 万円/人・年を上乗せ</p> <p>○期間 新規雇用 3年 転勤者 1年</p> <p>○限度額 2,000 万円/年度</p>
--	---	--

28202

兵庫県

尼崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	常勤従業員数(人以上)			
【奨励金】尼崎市企業投資活動促進制度				
大企業 100,000 中小企業 3,000	製造業、重点産業分野 大企業:50 (研究開発機関であれば10) 中小企業:4 貨物運送事業等 大企業:100 中小企業:20 企業規模に関わらず 延床面積 150 m ² あたり1人以上	企業投資活動奨励金		
対象事業者 ・①から③を営む事業者のうち、市内全域(製造事業所にあつては工業専用地域、工業地域、準工業地域に限る。ただし一部対象外地域あり)において新設、増設、建替、市内間移転、設備更新(中小企業に限る)を行う事業者。 ①製造業 ②重点産業分野(医療・福祉関連、情報通信関連、製造技術関連、環境・エネルギー関連、バイオテクノロジー関連の研究、開発又は製造を行う事業、ビジネス支援関連の情報サービス業、エンジニアリング業、デザイン業、人材育成業) ③貨物運送事業等(貨物運送を行う事業、倉庫業、卸売業) その他の要件 ・製造業事業者等が申請事業を開始する際に新たに従業員を雇用する場合には、その新規雇用の 1/3 以上を市内居住者とするよう努め(努力義務)、貨物運送事業等事業者においては 1/2 以上を市内居住者とする(義務)こと。		1年分税相当額一括補助	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)	1年間
		従業員市内居住奨励金		
		市外から市内へ転入した従業員の属する世帯数×5万円 (住宅を取得または新築した場合は世帯数×10万円)		事業計画の認定日から、事業開始日の2年を経過する日まで
【賃料補助】オフィス賃料補助				
対象事業者 本市指定の賃貸オフィス(尼崎リサーチ・インキュベーションセンター)に入居する成長分野(医療・福祉、生活文化、環境、情報・通信、新製造技術・新素材、輸送・物流、農林水産)の事業者で、兵庫県が実施する「新産業立地促進賃料補助」の対象であるか、尼崎市の認定を受けた中小企業者等。		月額賃料1/4 ※環境分野事業者は 月額賃料1/2	800円/m ² (月額83,000円) ※環境分野事業者は	最長3年間

		1,600 円/m ² (月額 125,000 円)	
【賃料補助】オフィス賃料補助			
対象事業者 本市指定の賃貸オフィス(尼崎リサーチ・インキュベーションセンター)に入居する創業間もない中小企業者等(創業から5年未満)	月額賃料1/2	1,600 円/m ² (月額 48,000 円) (他の賃料補助制度を受給する場合は調整する。)	

28204

兵庫県

西宮市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西宮市企業立地促進条例	H24.12月 制定 (H25.4月 施行)	○対象業種 製造業、学術・開発研究機関 ○対象事業 新設、増設、建替、市内間移転 ※床面積 500 m ² 以上 ○立地に係る事業投資額 土地、建物、償却資産の取得合計額 ・大企業:3億円以上 ・中小企業:5,000万円以上 ○立地事業所の従業員規模 ・大企業:50人以上 ・中小企業:10人以上	企業立地奨励金(補助金) ○事業投資額に係る、固定資産税・都市計画税の2分の1相当額を3年間助成。 本社機能を伴う移転等の場合は、固定資産税・都市計画税の3分の2相当額を3年間助成。 ○限度額 各年度 5,000万円/事業者 本社機能を伴う移転等の場合は、各年度 7,000万円/事業者

28205

兵庫県

洲本市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域内(五色地域) (土地、家屋及び機械装置) 製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業 2,700		課税免除	固定資産税	3年間
市内全域 地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画に基づき対象施設を設置した事業者 (土地、家屋及び構築物) 農林漁業及びその関連業種 5,000 その他の業種 10,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
洲本市企業誘致条例	H23.4	○投下固定資産額が5,000万円以上であつて、事業所の新設、拡張又は移設を行う者	○企業誘致奨励金 ・固定資産税相当額 (移設の場合は1/2) ・期間 5年間 (予算の範囲内)
			○雇用促進奨励金 ・市内在住従業員×30万円 ・操業開始時に新たに雇用された者で、1年以上継続して雇用された市内在住従業員がある場合 ・1,000万円を限度に1回限り (予算の範囲内)
			○事業所施設設置奨励金 ・1,000㎡を超える部分の床面積×1万円 ・正規雇用従業員が10人以上で、市内在住従業員が半数を超え、かつ、新たに建築した事業所の床面積が1,000㎡を超える場合 ・1,000万円を限度に1回限り (予算の範囲内)

28207

兵庫県

伊丹市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例」 ○「ひょうご本社機能立地支援計画」の公示の日から令和4年3月31日までの間に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者であること ○投下固定資産総額3,800万円(中小1,900万円)以上 ○本社機能において従業員数が5人(中小2人)以上増加すること		新たに取得した減価償却資産に係る固定資産税を1/2に軽減	移転型 拡充型	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊丹市企業立地支援条例	H20.12	製造業(工業系地域に限る)、情報通信業又は学術・開発研究機関を操業する事業者、事業所を新設、増設、移設、建替え、賃借、又は機械設備等を取得し、特定事業者として市の認定を受けた者 ○投下固定資産総額5億円(中小企業 5,000万円、小規模企業 3,000万円)以上 賃借の場合は1億円(中小企業・小規模企業 3,000万円)以上 ○特定成長分野事業 情報通信関連、新材料関連、航空機・自動車関連、環境・エネルギー関連、生活・福祉関連の機器・製品・部品等の研究開発又は製造 ○埋蔵文化財試掘調査補助金は貸工場新設者にも適用	企業立地奨励金 ○固定資産税・都市計画税の1/2に相当する額(交付期間中1億円限度) ○3年間(特定成長分野事業は5年間)
			雇用奨励金 ○市民の新規雇用1人当たり20万円(女性の場合は30万円、1,000万円限度)
			転入奨励金 ○市内に転入した従業員1世帯につき10万円(1,000万円限度)
			埋蔵文化財試掘調査補助金 ○試掘経費の1/2に相当する額(50万円限度)
			貸工場等賃料補助金 ○月額賃料の1/2に相当する額(限度額10万円) ○3年間(特定成長分野事業は5年間)
		特定事業者に賃貸するために、貸工場を新	貸工場等新設奨励金

		設する者 ○投下固定資産総額 3,000 万円以上	○固定資産税・都市計画税の 1/2 に相当する額 ○2年間
		特定事業者に事業用地を売却した者	事業用地提供奨励金 ○固定資産税・都市計画税に相当する額(2,000 万円限度) ○1年間
伊丹市地方活力向上 地域本社機能移転・ 拡充支援事業補助金 交付要綱	H28.4	○「ひょうご本社機能立地支援計画」の公示の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者 ○投下固定資産総額が 3,800 万円(中小 1,900 万円)以上であること ○「伊丹市企業立地支援条例」第7条に規定する企業立地計画の認定を受けていない者 ○「テクノフロンティア伊丹入居支援及び市内定着支援事業補助金交付要綱」第 4 条第 2 号から第 4 号までに掲げる補助金の交付を受けていない者 ○伊丹市の市税に滞納がない者	○賃料補助金 月額賃料の 1/10 相当額(3年間、月 10 万円上限) ○新規雇用補助金 市内に居住する新規常用従業員 20 万円/人(1,000 万円上限)

28208

兵庫県

相生市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業においては3,800万円 中小企業においては1,900万円 (移転型・・・一年目9/10、二年目3/4、三年目1/2 拡充型・・・一年目9/10、二年目2/3、三年目1/3)		不均一課税	特別償却設備、家屋、構築物、償却資産、土地	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
相生市企業立地促進条例	H21.9 H23.4 改正	<p>市内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は、市長が適当と認める地区に工場、流通関連施設、試験研究施設及び情報通信産業施設の新設等を行い、下記の要件を満たす事業者。</p> <p>I 投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 3,000万円以上)</p> <p>II 常用従業員等の数 10人以上 (中小企業 5人以上)</p> <p>III 公害防止対策を事前に市と協議</p> <p>IV 雇用促進助成金については、Iの要件を満たさない場合でも、常用従業員等の数が20人以上(中小企業 10人以上)あれば対象とする。</p> <p>V 企業用地取得助成金については、当該土地が申請事業者の名義で登記されており、土地の取得面積が 3000 m²以上あれば対象とする。</p>	<p>企業立地助成金</p> <p>○固定資産税相当額</p> <p>○期間 3年度間</p> <p>雇用促進助成金</p> <p>○助成額 新規雇用の常用従業員等の数1人当たり20万円</p> <p>○期間 3年度間</p> <p>○限度額 各年度 1,000万円</p> <p>企業用地取得助成金</p> <p>○助成額 新設等をした事業所の投下固定資産のうち土地の取得価額又は当該土地を取得した日の属する年度の固定資産税評価額を 0.7 で除して得た額のいずれか低い方の額の5%</p> <p>○限度額 3,000万円</p>

<p>相生市オフィス賃料 補助金交付要綱</p>	<p>H28.4</p>	<p>兵庫県の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に規定される立地促進事業を行う事業者。</p> <p>I 兵庫県の産業立地促進補助交付要綱によるオフィス立地促進賃料補助の対象となる者</p> <p>II 新たに賃貸借契約を締結し、オフィス等の建物に入居する者</p>	<p>○補助額 賃借料の 1/4</p> <p>○期間 36 ヶ月</p> <p>○限度額 月額 750 円/m² 100 万円/年度</p>
------------------------------	--------------	--	--

28209

兵庫県

豊岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域内の製造業、旅館業、農林水産物等販売業 (土地、建物および機械装置 計) 2,700超	—	課税免除	固定資産税	3年度間
地域未来投資法に基づく豊岡市の基本計画に記載する分野の事業 (土地、建物および構築物 計) 農林漁業関連業種 5,000 超 その他の指定業種10,000超	—	課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊岡市企業立地促進条例	H17.12	<p>豊岡市企業立地促進条例に基づき市長が定める区域に工場等を新設または増設し、以下の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産 事業所:5,000 万円以上 ※情報通信業で、常用従業員の新規雇用者数3人以上の場合、この要件を問わない ○常用従業員の新規雇用者数 事業所:1人以上 ○業種 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、サービス業及び娯楽業(文化芸術の創造又は提供をするものに限る。)で規則に定める業種 ※指定区域により、その他要件有り 	<p>雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奨励額 30 万円×常用従業員の新規雇用者数(市内居住者に限る) ○期間 5年度間(単年度補助) ○限度額 合計額 3,000 万円(予算の範囲内) <p>工場等設置奨励金</p> <p>(ア)土地又は建物と償却資産を対象とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付額 工場等設置に係る土地・建物・機械設備等に対する固定資産税相当額(予算の範囲内) ○交付期間 操業開始の日以降において、固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間

			<p>(イ)償却資産のみを対象とする場合</p> <p>○交付要件 償却資産の取得額が5,000万円以上</p> <p>○交付額 投資した機械設備等(償却資産)に賦課される固定資産税相当額(予算の範囲内)</p> <p>○交付期間 固定資産税が賦課されることとなった初年度(1年度間)</p>
豊岡市補助金等交付要綱	以下のいずれかに該当するもの	<p>①豊岡市企業立地促進条例における指定事業者要件を満たす者</p> <p>②兵庫県のオフィス立地促進賃料補助事業の要件を満たし、豊岡市内の建物に入居する事業者</p>	<p>企業立地指定事業者工場等賃借料補助金</p> <p>○補助金額 土地、建物又は機械設備賃借料の1/4相当額</p> <p>○限度額 100万円/年</p> <p>○期間 3年間 (予算の範囲内)</p>
	豊岡市企業立地促進条例における指定事業者要件を満たす者	<p>企業立地指定事業者浄化槽設置費補助金</p> <p>○人槽区分と補助金額</p> <p>5人槽 352,000円</p> <p>6～7人槽 441,000円</p> <p>8～10人槽 588,000円</p> <p>11～20人槽 1,002,000円</p> <p>21～30人槽 1,545,000円</p> <p>31～50人槽 2,129,000円</p> <p>51人槽～ 2,429,000円</p> <p>○期間 1回限り (予算の範囲内)</p>	
	以下の要件をすべて満たす者	<p>①市内に新たにIT関連の事業所及び事業所に附帯する必要な施設を設置し、かつ、利用する事業者(市内で既に事業を行っている事業者が、新たな事業展開、既存の事業拡大等のために新規採用を伴い新たに事業所を開設又は移転する場合を含む。ただし、事業所を単に移転する場合は対象としない。)</p> <p>②個人事業主の場合は、市内に住所を有</p>	<p>IT関連事業所開設支援補助金</p> <p>○対象:①賃借料、②通信回線使用料、③建物改修費、④事務機器取得費、⑤開発費</p> <p>○補助率:補助対象経費の1/2(県補助金併用の場合は1/4)</p> <p><限度額>①②60万円/年、(30万円/年)</p> <p>③100万円(50万円)、④50万円(25万円)、⑤50万円/年</p> <p>※ただし、⑤はいずれの場合も補助率1/2</p>

		<p>する者</p> <p>③継続的に3年以上の事業を行う計画を有している事業者</p> <p>④IT 関連事業について経験及び実績がある事業者</p>	<p>① ②⑤3年間、③④開設時1回</p>
--	--	--	------------------------

28210

兵庫県

加古川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
加古川市企業立地 促進奨励金交付要 綱	H30.4	<p>【対象者】 (1)市内工業系用途地域(工業専用地域・工業地 域・準工業地域に限る)に事業所等を設置する者</p> <p>【申請条件】 投下固定資産額が5億円(中小企業にあつては 5,000万円ただし、新製品の開発又は製造を目的 とする中小企業にあつては3,000万円)以上である こと</p> <p>※ただし、法令等に定める公害の発生防止の ための適正な措置がなされていること</p>	<p>企業立地促進奨励金</p> <p>○当該事業所等に対して土地、建 物及び償却資産に係る固定資産 税が共に賦課される年度から3年 度間における各年度の固定資産 税相当額の2分の1に相当する奨 励金を交付する</p> <p>○事業実施義務期間:10年間</p>
加古川市オフィス立 地促進賃料補助金 交付要綱	令和2年 4月	<p>市内のオフィスに賃貸借により入居し、立地促進 事業を行うものであつて、以下の要件等を満たす もの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに賃貸借し、当該オフィスに入居するもの ・オフィスへの入居に際しての新規正規雇用者数 が3人以上 ・オフィスの所有者と親会社・子会社の 関係ではないこと。 ・国、地方公共団体又はこれらの全額 出資に係る法人ではないこと。 	<p>【オフィス賃料補助】</p> <p>○申請日から36ヶ月間のオフィス 賃借料の4分の1以内(上限月額 750円/㎡、100万円/年度)で 補助金を交付する</p> <p>○事業実施義務期間:5年間</p>

28212

兵庫県

赤穂市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
赤穂市地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 ○地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 ○認定を受けた日から2年を経過する日までの間に、東京23区から本市への本社機能を移転する事業者 ○不均一課税となる減価償却資産の取得合計額 大企業3,800万円以上 中小企業1,900万円以上 ○従業する従業員数が大企業10人、中小企業5人以上の増加が見込まれること(過半数が23区からの転勤者であること)		不均一課税	土地、家屋、償却資産に係る固定資産税	固定資産税を課すこととなる 年度から3年度 (不均一課税の税率) 1年目1/10 2年目1/4 3年目1/2

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
赤穂市工場立地促進条例	S63.3	市内の準工業地域、工業地域、工業専用地域または工場導入が適当であると市長が認める地域に工場を設置する製造業、情報通信業又は運輸業で、以下の要件を満たす事業者 ○投下固定資産総額 大企業 3億円以上 中小企業 3,000万円以上 ○操業開始日における市内新規常用従業員の増加数 大企業 10人以上 中小企業 3人以上 ○法令等に定める公害の発生防止のため適正な措置がなされていること	工場設置奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 3年度間 ○限度額 合計額5億円 (予算の範囲内)
			雇用奨励金 ○奨励額 各年度の常用従業員の新規雇用者数×20万円 ○期間 2年度間 ○限度額 合計額 2,000万円 (予算の範囲内)
赤穂市オフィス等立地促進賃料補助金交付要綱	H28.4	○本市内のオフィスビル等の建物に賃借料により入居し、本社機能立地促進事業を行う事業者で、三大都市圏又は県内より本社機能立地促進事業を行う者	○賃料補助 賃料 1/4 750円/m ² 100万円上限/年額 ○補助事業開始日から36ヶ月

		○新規正規雇用者数 6人以上	○兵庫県と同額補助
--	--	----------------	-----------

28213

兵庫県

西脇市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 50,000	なし	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物)	3年度間
中小企業 10,000	なし	"	"	5年度間 ※4、5年度は半額
	50 ※操業後3年経過時			
地域再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域において平成32年3月31日までに地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 移転型:9/10(1年目)3/4(2年目)1/2(3年目) 拡充型:9/10(")2/3(")1/3(")		課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物、機械及び装置)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西脇市産業立地促進措置条例	H17.10 R2.2 改正	市内に工場等を新設し、以下の要件を満たす企業 ○業種 日本標準産業分類で定める農業(植物工場及びそれに類する施設)、製造業、情報サービス業、道路貨物運送業・倉庫業、地域経済牽引事業 ○投下固定資産総額 大企業 5億円以上 中小企業 1億円 ○操業開始日における市内新規常用従業員数 大企業 5人以上 中小企業 2人以上 ○環境保全のため適正な措置が講じられていること	設備投資奨励金 償却資産(構築物を除く。)に対して課する固定資産税の3年度分に相当する額 (予算の範囲内)
			設備投資奨励金加算措置 課税免除額と上記奨励金との合計額が2億円に満たない場合、次に定める額の合計額を加算 ○奨励額 工場等 床面積×1万円/m ² 研究所等 床面積×5万円/m ² ○限度額 5,000万円 (予算の範囲内)
			土地取得奨励金 5,000 m ² 以上・取得費 5,000万円以上の土地取得費の15/100以内の額 ○限度額 5,000万円 (予算の範囲内)
			特別奨励金 上比延工場公園への立地企業に対して、

			<p>年間水道使用量3万立法メートルを超えた水量に係る水道料金の1/2に相当する額を10年度間</p> <p>○限度額 年額 300万円 (予算の範囲内)</p>
			<p>公共的施設の新設または改良</p> <p>○企業施設の5年間の固定資産税相当額を限度</p>
西脇市産業立地促進賃料補助事業補助金交付規程	H28.4	<p>市内のオフィスに賃貸借により入居し、立地促進事業を行うものであって、以下の要件を満たすもの</p> <p>○平成 27 年4月1日以後に、新たに賃貸借し、当該オフィスに入居するもの</p> <p>○事業の開始に伴う新規常用従業員数が6人以上で、市内に住所を有する者が2人以上</p>	<p>○賃料補助 賃料1/4 750 円/㎡ 100 万円上限/年額</p> <p>○補助事業開始日から 36 ヶ月</p> <p>○兵庫県と同額補助</p>

28214

兵庫県

宝塚市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宝塚市企業活動支援事業補助金交付要綱	H24.4	本市の認定事業を生業とする事業者(特定事業者)で、市内に事業所を有しない者が、特定地域に新たに事業所等を設置する場合。又は現に市内に事業所を有する特定事業者が、事業拡張などを目的として、市内で移設・増設を行う場合。	<p>○企業活動促進奨励金 土地、家屋及び償却資産に課税される固定資産税並びに土地、家屋に課税される都市計画税の 1/2 相当額(上限 1,000 万円/年)を5年間補助。</p> <p>○雇用促進奨励金 常勤市民従業員1人につき 20 万円(但し、雇用期間6ヶ月を超える週 20 時間以上勤務する非常勤市民従業員は 10 万円)を1社あたり1回限り補助。(上限 1,000 万円)</p> <p>○事業所等賃料補助金 月額賃料の 1/2 相当額(上限 10 万円/月)を 36 ヶ月補助。</p>

28215

兵庫県

三木市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三木市企業立地促進条例	H20.3	○新設又は増設をした工場等の事業開始日までに要した費用のうち、土地(事業開始日前5年以内に取得したもの)、家屋及び償却資産を取得するために要した費用の総額(投下固定資産額)が3億円以上	工場等新設助成金 ○固定資産税・都市計画税相当額 ○期間 5年度間
		○投下固定資産額 3億円以上	雇用助成金 ○10 万円×市内在住常用従業員数(ただし、6ヵ月以上継続雇用。増築の場合は、事業開始日以後の新規雇用者) ○期間 5年間 ○限度額 2,000 万円
		① 投下固定資産額 20 億円以上 ②新設した工場の敷地面積 3万㎡以上 ③規則の定める基準に適合していること	水道料金助成金 ○6 万㎡までの水道使用量に係る水道料金相当額 ○期間 15 年度間(市内在住の常用従業員数が全期間中30人以上であった年度に限る)
		①投下固定資産額 30 億円以上 ②新設した工場の敷地面積 5万㎡以上 ③規則の定める基準に適合していること	水道料金助成金 ○6 万㎡までの水道使用量に係る水道料金相当額 ○期間 30 年度間(市内在住の常用従業員数が全期間中30人以上50人未満であった年度に限る)
		①投下固定資産額 30 億円以上 ②新設した工場の敷地面積 5万㎡以上 ③規則の定める基準に適合していること	水道料金助成金 ○11 万㎡までの水道使用量に係る水道料金相当額 ○期間 30 年度間(市内在住の常用従業員数が全期間中50人以上であった年度に限る)
		①投下固定資産額 20 億円以上	電気料金助成金

		②新設した工場の敷地面積 3万㎡以上 ③規則の定める基準に適合していること	○電気使用量に係る電気料金の 1/2 相当額 ○期間 15 年度間(市内在住の常用従業員数が全期間中 30 人以上であった年度に限る) ○限度額 1,000 万円/年
--	--	--	---

※水道料金助成金と電気料金助成金は選択制

28216

兵庫県

高砂市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高砂市企業立地 促進条例	H17. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○高砂市企業立地促進条例に基づく指定地区内に事業場を持つ企業 ○新たな経済的環境に即応していること等により持続的な成長が見込まれる事業で、規則で定める事業を行う企業 ○投下固定資産総額が5億円以上 ○兵庫県産業立地条例に係る立地促進事業として認可されている企業 	高砂市企業立地促進奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税額、都市計画税額の合計額に相当する額の 1/2 ○交付期間 3年間

28218

兵庫県

小野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
小野市地方活力向上地域に本社機能を有する施設を整備する事業者で、県の地域再生計画に適合する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」が令和4年3月31日までに県知事の認定を受け、認定後2年以内に施設を新設、又は増設していること。 特別償却設備の取得価額の合計3,800（※中小企業は1,900）万円以上。	本社機能に従事する従業員5人以上（※中小企業は2人以上）	不均一課税 9/10	固定資産税（土地、家屋、償却資産）	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小野市産業立地促進条例	H25.12	○特定区域に事業者が工場等を新設する場合の土地、建物及び償却資産の取得に要する投資額が3億円以上	奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 5年度間
小野市オフィス立地促進賃料補助金交付要綱	H28.4.1	兵庫県の産業立地条例に規定する立地促進事業に認定される事業に係る事業所のために建物を賃借し、常用雇用者を雇用する事業者で新規積雇用11人以上	補助金 ○補助率:賃料の1/4以内 ○限度額:月額750円/㎡、100万円/年度) ○期間:3年間 ※県と随伴

28219

兵庫県

三田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進地区において、事業用施設を新設、増設又は市内移設(著しく事業規模を縮小する場合を除く)により設置し、市の定める特定事業者として指定を受けること				
企業立地促進地区				
①北摂三田テクノパーク ②ニュー三田インダストリアルパーク		課税免除	固定資産税 都市計画税	操業開始後 3年度間
③北摂三田第二テクノパーク ※事業用資産を取得するために要した費用が3億円以上の場合に限る		課税免除	固定資産税 都市計画税	操業開始後 5年度間 (新設・増設) 3年度間 (市内移設)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三田市企業立地促進条例	H14.12 H29.12 改正	<p>企業立地促進地区(※1)において、事業用施設を新設、増設又は市内移設(著しく事業規模を縮小する場合を除く)により設置し、市の定める特定事業者(※2)として指定を受けること</p> <p>※1 ①北摂三田テクノパーク、②ニュー三田インダストリアルパーク、③北摂三田第二テクノパーク</p> <p>※2 以下の全ての要件を備える者。①地域の環境と調和し、持続的な成長が見込まれる業種で、規則で定めるものを行う者であること。②設置施設については、法令又は他の条例に定める公害の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮されたものであること。③その他市長が特に必要と認める事項。</p>	<p>水道料金の助成</p> <p>○年間5万m³を超える分の水道料金を助成</p> <p>○助成金額</p> <p>年間水道料金支払額×(年間水道使用量-5万m³)÷年間水道使用量</p> <p>○年間助成上限額</p> <p>(1) 事業用資産の取得費用が50億円以上100億円未満 1,000万円</p> <p>(2) 事業用資産の取得費用が100億円以上 2,000万円</p> <p>○当該事業開始の翌年から 20年間</p>

28220

兵庫県

加西市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内全域 地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画に基づく特定事業のための施設(取得価格の合計額が1億円超)を設置した者	—	課税免除	固定資産税	3年度間
○地方活力向上地域において本社機能(特定業務施設)を整備する事業者 ○取得価額合計が 3,800 万円(中小企業は 1,900 万円)以上 ①移転型 1年目 9/10 2年目 3/4 3年目 1/2 ②拡充型 1年目 9/10 2年目 2/3 3年目 1/3	—	不均一課税	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
加西市産業振興促進条例	H3.3 H30.4 改正	市内に工場等の事業所を新設または拡張し、投資額について以下の要件を満たす企業 ○市外の事業所が市内に事業所を新設する場合、または市民が新たに市内に事業所を新設する場合 1億円以上 ○市内の事業所が市内事業を拡大する場合 5,000 万円以上 ○指定の回数は、1事業所につき2回限り	奨励金 ○「固定資産税相当額」を5年間 ○「年間の水道使用量が 2,000 m ³ を超えた水量にかかる水道料金の 1/2」を 10 年間 (予算の範囲内)
加西市オフィス賃料補助要綱	H28.4	市内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等を行う者であって、以下要件を満たす事業者 ○本社機能が三大都市圏又は市内にあり、本社機能立地計画を作成し、兵庫県知事の認定を受けた者 ○オフィスビル等の建物への入居に際しての新規正規雇用者数が 11 人以上 ○建物の所有者と親会社又は子会社の関係にないこと	賃借料の 1/4(3年) 限度額:月額 750 円/m ² 、100 万円/年度

28221

兵庫県

丹波篠山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,800(中小企業者1,900) ①移転型 1年目9/10 2年目3/4 3年目1/2 ②拡充型 1年目9/10 2年目2/3 3年目1/3		不均一課税	固定資産税	3年度間
基本計画対象促進区域(市内全域) ・農林漁業関連業種 5,000 ・上記以外の指定集積業種 10,000		課税免除	固定資産税	3年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
丹波篠山市企業誘致及び雇用促進に関する条例	H14.7	市内において工場等施設を新設もしくは増設し、以下の要件を満たす者 ○用地取得面積 1,000 m ² 以上、または建築面積 500 m ² 以上 ○用地取得後3年以内に操業を開始すること ○市内在住の新規常用雇用者増加数が3人以上 (農工地区内等における工場等の新增設に伴い固定資産税が課税免除された者は適用除外)	工場等施設整備奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 5年度間 (農工地区においては7年度間)
		市内において工場等施設を新設もしくは増設し、以下の要件を満たす者 ○投下固定資産総額 5,000万円以上 ○市内在住の新規常用雇用者増加数が3人以上	雇用促進奨励金 ○市内在住雇用者数×10万円 ○限度額 500万円
		「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」により「兵庫県知事の認定を受け、丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の減免措置を受けた事業者	地方拠点強化奨励金 固定税不均一課税減収補てん額を奨励金として交付 ○期間 5年度間 (農工地区においては7年度間)

28222

兵庫県

養父市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (市内全域)	—	課税免除	固定資産税	3年度間

※市域全域が過疎自立促進法指定区域であり優遇措置を適用

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
養父市企業等振興奨励に関する条例	H24.4	【対象業種】 農業(植物工場において行われるものに限る。)、鉱業、建設業、製造業、電気業(地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。)、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業	
		【指定事業者】 次の要件を満たし、指定事業者となること ○投下固定資産の取得額が5,000万円以上 ○常時雇用従業員数 【新設】 操業開始の日において5人以上 【増設】 操業開始の1年前より3人以上増加	
		① 事業所等設置助成金 ・指定事業者であること	・固定資産税の納付額以内の額 ・新增設後、初めて課税された年度から5年間
		② 事業所等用地取得助成金 ・指定事業者であること ・事業着手前3年以内に取得した用地であること	・事業に使用している土地の取得価格(造成費を含む)の10%以内 ・5年間(分割して交付) ・2,000万円(上限)
		③ 雇用促進奨励金 ・指定事業者であること	・新規雇用従業員の数に年間10万円を乗じて得た額。ただし、期間の定めのない雇用契約により雇用したときは、1年目に限り、新規雇用従業員の数に年間50万円を乗じて得た額 ・5年間 ・年間1,000万円(上限)
		④ 緑化促進奨励金	・緑地を設けるものに要した費用の

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者であること ・敷地面積の20%以上の土地を新たに整備したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 30%以内の額 ・300万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 水道料金助成金 ・指定事業者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間に支払った水道料金の30%以内の額 ・5年間 ・年間100万円(上限)
	<p>【法人又は個人】 市内において常時雇用従業員を1人以上雇用していること</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 工場、店舗等の新增設助成金 ・固定資産税課税標準額が500万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・新增設部分の固定資産税相当額 ・3年間
	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 工場、店舗等の用地取得助成金 ・新增設着手前3年以内に取得し、直接営業に使用する面積であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約額の3%以内 ・150万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 空き店舗等への出店等助成金 【賃借料補助】 ・賃貸借契約の期間が3年以上であること 【改修費補助】 ・事業費200万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 【賃借料補助】 ・賃借料の50%以内 ・2年間 ・年間120万円(上限) (建物面積200㎡以上) 年間60万円(上限) (建物面積200㎡未満) 【改修費補助】 ・改修費の10%以内 ・100万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 機械設備の新增設助成金 ・事業費200万円以上の固定した機械設備であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備導入額の10%以内 ・200万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 新製品開発研究奨励金 ・事業費100万円以上、量産及び出荷が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接開発に要した経費の50%以内 ・150万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 新規創業、事業継承助成金 ・操業後1ヶ年が経過したもので、事業費500万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円(定額)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 見本市への出展奨励金 ・事業費10万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・出展に要した経費の50%以内 ・50万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑬ 新エネルギー設備の導入奨励金 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入に要した経費の10%以内

		・固定した設備導入事業費 200万円以上であること	・200万円(上限)
--	--	------------------------------	------------

28223

兵庫県

丹波市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
基本計画策定集積区域(市内全域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
・農林漁業関連業種 5,000				
・上記以外の指定集積業種 10,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
丹波市企業誘致 促進補助金交付 要綱	H22.4 H23.4 改正 H23.7 改正 H27.4 改正 H29.2 改正 H31.1 改正 R02.4 改正	<p>【新設企業】</p> <p>以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>1) 工場を新設するために購入又は賃借した用地が 3,000 ㎡以上であること</p> <p>2) 工場の建築面積が 500 ㎡以上であること</p> <p>3) 用地取得後3年以内に操業を開始すること</p> <p>4) 補助金の交付申請時に常時雇用者が5人以上</p> <p>※承認地域経済牽引事業者の場合は、交付申請時に常時雇用者が3人以上</p> <p>5) 取得用地の 10%以上を緑化すること</p>	<p>1) 用地取得補助金</p> <p>用地取得価格(賃借用地を除く)の 15%</p> <p>承認地域経済牽引事業者の場合は、同取得価格の 20%</p> <p>※限度額 5,000 万円</p> <p>2) 工場建設費補助金</p> <p>土地造成工事、工場建築物及び機械設備に要する費用の 5%</p> <p>※限度額 5,000 万円</p> <p>3) 緑化推進補助金</p> <p>緑化に要した経費の 30% (丹波市開発指導要綱基準の緑化経費)</p> <p>※限度額 500 万円</p> <p>4) 浄化槽・下水道補助金</p> <p>ア 浄化槽設置に要した経費の 20%</p> <p>※限度額 1,000 万円</p> <p>イ 下水道加入分担金の 50%</p> <p>※限度額 1,000 万円</p> <p>5) 上水道分担金補助金</p> <p>上水道加入分担金の 50%</p> <p>※ 新設により上記の 1)から 5)までのいずれかの補助を受けた企業については、次の既設企業に対する補助は適用しない。</p>

		<p>【移設又は増設企業】</p> <p>以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>1)工場の建築面積が300㎡以上であること</p> <p>2)用地取得後2年以内に操業を開始すること</p> <p>3)補助金の交付申請時に常時雇用者の増加が3人以上</p> <p>※承認地域経済牽引事業者の場合は、交付申請時に常時雇用者が1人以上</p> <p>4)取得用地の10%以上を緑化すること</p>	<p>1)用地取得補助金</p> <p>用地取得価格(賃借用地並びに1,000㎡以下の用地を除く)の15%</p> <p>承認地域経済牽引事業者の場合は、同取得価格の20%</p> <p>※限度額5,000万円</p> <p>2)工場建設費補助金</p> <p>土地造成工事、工場建築物及び機械設備に要する費用の5%</p> <p>※限度額5,000万円</p> <p>この場合において、既設工場の改築及び機械設備の更新は適用しない。</p> <p>3)緑化推進補助金</p> <p>緑化に要した経費の30%(丹波市開発指導要綱基準の緑化経費)</p> <p>※限度額500万円</p> <p>4)浄化槽・下水道補助金</p> <p>ア 浄化槽設置に要した経費の20%</p> <p>※限度額1,000万円</p> <p>イ 下水道加入分担金の50%</p> <p>※限度額1,000万円</p> <p>この場合において、既設浄化槽の更新は適用しない。</p> <p>5)上水道分担金補助金</p> <p>上水道加入分担金(増額分に限る)の50%</p>
丹波市雇用奨励金交付要綱	H19.3 H22.4 改正 H25.4 改正 H28.1 改正	<p>市内に工場等を新設・増設・移設し、以下の要件を満たすもの</p> <p>1)投下固定資産総額が新設5,000万円、増設・移設1,000万円以上</p> <p>2)市内在住の新規常時雇用者が新設3人、増設・移設1人以上(9ヵ月以上継続して雇用)</p> <p>3)操業開始後5年以内に市内在住の非正規雇用者を常時雇用者に切替え、かつ切替え後6ヶ月以上継続して雇用するもの</p>	<p>1)市内在住常時雇用者1人当たり50万円</p> <p>2)市内在住非正規雇用者を正規雇用とした場合1人当たり50万円</p> <p>※限度額2,000万円、工場等の新設・増設・移設につき1回(非正規雇用から常時雇用とした場合は別に1回)</p>
丹波市企業立地奨励補助金交付要綱	H23.5 H26.4 改正	<p>対象業種</p> <p>製造業、承認地域経済牽引事業者</p>	

	<p>H26.9 改正 H29.2 改正 R02.4 改正</p>	<p>が承認事業を実施する施設であつて、補助金の交付申請時に常時雇用を3人以上有するもの。</p> <p>【用地補助】 ① 用地取得後2年以内に操業を開始すること ②工場等の新設するための用地として1,000 m²以上の取得又は500 m²以上の借地をすること</p> <p>【建物補助】 ①工場等の新設するために取得した建物の建築面積が200 m²以上であること ②施設改修費への補助は、原則、市内の請負業者による施設改修であること</p> <p>【設備補助】 ①事業に必要な機械設備又は事務機器を取得すること</p> <p>【従業員家賃補助】 ①家賃補助の対象者は、操業開始前から企業の従業員である者で、市内事業所に1年以上就労するために転入した者であること</p> <p>【雇用補助】 ① 新規常時雇用者を3人以上雇い入れること</p>	<p>【用地補助】 ①用地取得費の20% [限度額500万円] ②用地賃借料(敷金、権利金等を除く。)年額の50%[限度額200万円/年間] ※上記①、②への補助は、重複して申請することはできない</p> <p>【建物補助】 ①建物取得費又は取得価格の20% [限度額500万円] ②建物(オフィスを含む。)賃借料(共益費、敷金、権利金等を除く。)年額の50%[限度額200万円/年間] ③施設改修費の50% [限度額100万円] ※上記①、②への補助は、重複して申請することはできない</p> <p>【設備補助】 ①機械設備取得費合計額の50% [限度額300万円]</p> <p>【従業員家賃補助】 ①転入後1年以上経過した者1人当たり30万円[限度額150万円]</p> <p>【雇用補助】 ①1人当たり50万円 [限度額300万円]</p>
<p>丹波市IT関連事業所振興支援事業補助金交付要綱</p>	<p>H26.4 H27.4 改正 H30.3 改正 H31.4 改正</p>	<p>県事業の認定を受けた者で、空き家、空き店舗(校舎、工場等の空室を含む。)等の利用されていない施設を活用し、新たにIT関連の事業所を設置し、継続的に3年以上の事業を行う計画を有する者。 (個人事業者の場合は、市内への居住が要件)</p> <p>【賃借料補助】 新たに開設するIT関連の事業所の賃借料。</p> <p>【通信回線使用料補助】 新たに開設するIT関連の事業所に</p>	<p>賃借料の25%[限度額2.5万円/月、30万円/年] 利用開始から36ヵ月を限度</p> <p>通信回線使用料の25%[限度額2.5万円/月、30万円/年] 利用開始から36ヵ月を限度</p>

		<p>において、補助事業者が支払う通信回線使用料(インターネット接続費、専用回線・プロバイダー・レンタルサーバ・ドメイン利用料等を含む)</p> <p>【建物改修費補助】 新たに開設するIT関連の事業所の建物改修費で、対象工事費が100万円以上のもの。</p> <p>【設備補助】 新たに開設するIT関連の事業所に必要な事務機器(OA機器、デスク、椅子及びキャビネット)の取得費</p>	<p>施設改修費の25%[限度額75万円] 事業開始時1回限り</p> <p>事務機器取得費の25%[限度額25万円] 事業開始時1回限り</p>
丹波市オフィス立地促進補助金交付要綱	H28.2 H31.3 改正	<p>以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>1) 賃貸借によりオフィスビル等の建物に入居し、立地促進事業を行う事業所であること</p> <p>2) オフィスビル等の建物への入居に際して、新規常時雇用者数が6人以上であること</p> <p>3) (建物改修費補助、設備補助、従業員家賃補助の適用を受ける場合のみ)市が基本計画で定める指定業種であること</p>	<p>1) 賃借料補助 建物賃借料の25% [限度額100万円/年]</p> <p>2) 建物改修費補助 建物改修費の50% [限度額100万円]</p> <p>3) 設備補助 機械設備、事務機器取得費の50% [限度額300万円]</p> <p>4) 従業員家賃補助 転入後1年以上経過した者1人当たり30万円 [限度額150万円]</p>
丹波市産業立地奨励措置補助金	H28.2 H31.3 改正	<p>以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>1) 立地促進事業を行う事業所であること</p> <p>2) 土地を取得し、1年以内に家屋の建設に着手すること</p> <p>3) 市内在住の新規常時雇用者数が6人以上であること</p>	<p>固定資産税の50%相当額の補助(限度額:総額1,000万円、3年度間)</p>

		(工場立地促進地区は雇用要件なし)	
--	--	-------------------	--

28224

兵庫県

南あわじ市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
南あわじ市企業団地の新設 10,000 (5,000 m ² 以下の区画 5,000)	10 (5)	課税免除	固定資産税	5年間
新設・拡張(拡張の場合は土地を除く) 10,000	10	課税免除	固定資産税	5年間
地域再生法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域において平成32年3月31日までに地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者		不均一課税 (9/10)	固定資産税 (土地、家屋、 構築物、機械 及び装置)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南あわじ市企業 団地企業等誘致 条例	H17.1	企業等誘致奨励措置適用指定: ○南あわじ市企業団地に企業等を 新設または拡張し、以下のいずれ かの要件を満たす者 投資額 1億円以上 常時使用従業員 10人以上 ○ただし、5,000 m ² 以下の区画につ いては、以下のいずれかの要件を 満たす者 投資額 5,000万円以上 常時使用従業員 5人以上	土地取得奨励金 [新設] ○土地売買代金の2%相当額(3年以内) ○事業開始後2年以内に市在住新規従業者を 30 人以上 50人未満雇用する場合、土地売買代金の 1%相当額(3年以内) ○事業開始後2年以内に市在住新規従業者を 50 人以上雇用する場合、土地売買代金の4%相当額 (3年以内)
			[拡張] ○土地売買代金の1%相当額(3年以内)
			新規常用雇用従業者奨励金[新設] ○市在住新規従業者(新規雇用初年度に限る)× 10万円 ○期間 3年間以内 ○限度額 総額 1,000万円
			特別新規常用雇用従業者奨励金 ○指定を受けた新設の企業等において、事業開始 後2年以内に市在住新規従業者が 30人以上の場合

			合、3,000 万円 ○当該人数に達した年の翌年度に交付
南あわじ市企業等誘致条例	H17.1	(南あわじ市企業団地外)市内において企業等新設または拡張を行い、以下のいずれかの要件を満たす者 ○投資額 1億円以上 ○常時使用従業員 10人以上	新規常用雇用従業者奨励金 ○市在住新規従業者(新規雇用初年度に限る)×10万円 ○期間 3年間以内 ○限度額 総額 1,000万円
南あわじ市オフィス立地促進賃料補助金交付要綱	H28.2.1	市内で本社建物の設置を行うために賃貸借により賃料を支払う事業で下記の要件を全て満たす事業者 ○3大都市圏(県外に限る)から県内への本社機能移転、又は県内本社機能の新增設(県内既成都市区域への移転は除く) ○新規常用雇用者6人以上	○補助額 オフィスビル等の賃借料×1/4 ○期間 36ヶ月 ○限度額 月額 750円/m ² ・年 100万円

28225

兵庫県

朝来市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
朝来市企業誘致及び雇用促進条例	H17.9 制定 H22. 3 改正 H31.4 改正	○市内において新設又は増設し、投下固定資産総額が1億円以上かつ操業開始日前3ヶ月から操業開始日までに新たに雇用された常用雇用者が5人以上ある事業所	企業立地促進奨励金 ○投下固定資産総額の5%を交付 ○限度額:3,000 万円
		○市内において工場等(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、市長が必要と認めた施設)を新設又は増設する事業主	固定資産税相当額奨励金 固定資産税相当額の2分の1 ○交付期間:6年間
		○新設の場合 新設にかかる操業開始日の前3ヶ月から6年以内の期間に引き続き1年以上継続して新規雇用している常用雇用者が5人以上いる事業所 ◆投下固定資産総額 3,000 万円以上	雇用促進奨励金 ○市内居住の新規雇用者(雇用開始日から1年以上経過した者)×40 万円 ○市外居住の新規雇用者(雇用開始日から1年以上経過した者)×20 万円 ○該当新規雇用者につき1回限り ○上限 40 人

28226

兵庫県

淡路市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域内(市内全域) 製造事業、旅館業(下宿営業除く)又は情報通信技術利用事業に供する設備を新設し若しくは増設した者の新増設 2,700 万円	—	課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
淡路市企業立地促進条例	H20.6	市内において事業所の新設または拡張し、以下の要件を満たす事業者 ○製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、農林水産物等販売業、指定業種 ○承認地域経済牽引事業者が行う事業 ○投下固定資産総額1億円以上 (市内事業者は5千万円以上) ○新たに常時雇用する市内在住の従業員数3人以上	立地奨励金 ○固定資産税(拡張の場合は増加分)相当額 ○3年間以内
		○承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種 ○投下固定資産総額2億円以上 ○新たに常時雇用する市内在住の従業員数10人以上	○固定資産税(拡張の場合は増加分)相当額 ○5年間以内(内3年間は国の省令制度による免除期間)
		○承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種 ○投下固定資産総額10億円以上 ○新たに常時雇用する市内在住の従業員数10人以上	○固定資産税(拡張の場合は増加分)相当額 ○7年間以内(内3年間は国の省令制度による免除期間)

	<p>○製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、農林水産物等販売業、指定業種</p> <p>○投下固定資産総額1億円以上 (市内事業者は5千万円以上)</p> <p>○新たに常時雇用する市内在住の従業員数3人以上</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○新たに1年以上雇用した市内在住の従業員1人につき 10 万円(同一人につき 1 回限り)</p> <p>○3年間以内で総額 1,000 万円を限度</p>
	<p>○承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種</p> <p>○投下固定資産総額5億円以上</p> <p>○新たに常時雇用する市内在住の従業員数20人以上</p>	<p>○新たに1年以上雇用した市内在住の従業員1人につき 10 万円(同一人につき 1 回限り)</p> <p>○5年間以内で総額 1,000 万円を限度</p>
	<p>○製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、農林水産物等販売業、指定業種</p> <p>○投下固定資産総額1億円以上 (市内事業者は5千万円以上)</p> <p>○新たに常時雇用する市内在住の従業員数3人以上</p>	<p>明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金</p> <p>○法人市民税(拡張の場合は増加分)相当額</p> <p>○3年間以内</p>
	<p>○承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種</p> <p>○投下固定資産総額5億円以上</p> <p>○新たに常時雇用する市内在住の従業員数20人以上</p>	<p>○法人市民税(拡張の場合は増加分)相当額</p> <p>○5年間以内</p>
	<p>○承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種</p> <p>○新たに5ヘクタール以上の土地を取得し、かつ、年間の下水道を使用する量が50,000立方メートルを超える者に限る。</p> <p>○投下固定資産総額10億円以上</p> <p>○新たに常時雇用する市内在住の従業員数20人以上</p>	<p>下水道使用料に対する助成金</p> <p>○下水道使用料(1立方メートル)×50円</p> <p>○年間 500 万円を限度</p> <p>○30年以内</p>

※指定業種…過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第30条に規定する業種をいう。

28227

兵庫県

宍粟市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
ケース1 投資額 5,000 万円以上	ケース1 新規常用雇用5人以上	課税免除	固定資産税	ケース1 …5か年度
ケース2 投資額 2,000 万円以上	ケース2 新規常用雇用3人以上			ケース2, 3 …3か年度
ケース3 投資額 2,000 万円以上	ケース3 在来常時雇用3人以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宍粟市産業立地促進条例	H17.4 H26.4 改正 H28.10 改正	<p>市内に日本標準産業分類に定める大分類A～Rまでに掲げる事業を継続して行う工場、店舗、事業所その他施設を新設、増設、移設する以下の要件を満たす者</p> <p>ケース1 投下固定資産総額 5,000 万円以上、かつ新規常用雇用者数5人以上(教育施設等跡地に設置する場合は、投下固定資産総額 1,000 万円以上、かつ新規常用雇用者数3人以上)</p> <p>ケース2 投下固定資産総額 2,000 万円以上、かつ新規常用雇用者数3人以上</p> <p>ケース3 投下固定資産総額 2,000 万円以上、かつ在来の常用雇用者数3人以上(教育施設等跡地に設置する場合は、投下固定資産総額 1,000 万円以上、かつ在来の常用雇用者数3人以上)</p> <p>○周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、その予防対策、周辺住民への説明その他の必要な措置を講じる者であること</p> <p>○法規を遵守し、公序良俗に反する行為を行わない者であること</p>	<p>工場等用地取得費助成 2分の1・限度額 2,500 万円</p> <p>工場等建物機械設備取得費助成 5分の1・限度額 2,500 万円</p> <p>空き店舗等への設置助成 2分の1・限度額 120 万円／年、3年又は5年</p> <p>上下水道分担金助成 2分の1・限度額 200 万円又は 500 万円</p> <p>上下水道使用料助成 2分の1・年間限度額 50 万円又は 100 万円・3年、5年</p> <p>緑化奨励助成 緑化整備費の2分の1・限度額 200 万円又は 500 万円</p> <p>雇用奨励助成 限度額 2,000 万円又は 1,000 万円(操業 1 年経過までの新規地元雇用者 1 人 50 万円、条件により 1 人5万円)</p> <p>障害者雇用奨励助成 限度額 300 万円又は 150 万円(操業開始日から3年間又は5年間に雇用した障害者等 1 人 30 万円)</p>

宍粟市事業所等立 地促進事業補助金 交付要綱	H27.12	県オフィス立地促進賃料補助を受ける者	賃借料補助(4分の1・上限年 100万円・1平方メートル上限 750円)
------------------------------	--------	--------------------	--

28228

兵庫県

加東市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
加東市企業立地促進条例	制定 H27.12 施行 H28.4	○市内に工場等を新設又は増設し、投下固定資産額が2億円以上であること。 ○市税その他市の債権に係る徴収金を滞納していないこと。 ※償却資産のみの取得は対象外	奨励金 ○固定資産税及び都市計画税相当額 ○期間 5年間 ※土地については、土地取得後1年以内に建物の建設に着工したものに限り。 ※増設の場合は、当該増設のために新たに取得したものに限り。
加東市工場等操業継続支援等助成金交付条例	H26.4	○製造業等に属する工場等で次の要件を満たすものを市内に設置する企業等(市税及び水道料金を滞納していない企業等に限り。)を助成の対象とする。 ア 市から1年以上継続して給水を受けていること。 イ 事業を廃止し、若しくは休止していないこと、又はそのいずれかの見込みがないこと ウ 前年度分の水道料金の算定に係るいずれかの2箇月分の使用水量が2,000立方メートルを超えていること。	助成金 ○前年度分の水道料金の算定に係るそれぞれの2箇月分の使用水量のうち2,000立方メートルを超える使用水量を合計した使用水量に対し、1立方メートルにつき50円を乗じて得た額を助成する。 ○限度額及び措置期間 制限なし
加東市本社機能移転等促進補助金交付要綱	制定 H28.3 施行 H28.4 改正 H29.3	○三大都市圏の区域を含む都府県及び政令市又は県内の企業 ○県の不動産取得税不均一課税の措置を受けた企業 ○市税及び水道料金の滞納がないこと。 ○市の企業立地促進条例に基づく奨励措置を受けていないこと。	補助金 ○固定資産税の1/2相当額 ○期間 3年間 ※適用は本社機能部分に限る ※土地については、土地取得後1年以内に建物の建設に着工したものに限り。
		○三大都市圏の区域を含む都府県及び政令市又は県内の企業 ○県のオフィス立地促進賃料の補助を受けた企業 ○市税及び水道料金の滞納がないこと。	補助金 ○建物賃料の1/4以内 ○期間 36ヵ月 ※限度額:月額750円/㎡、年度100万円 ※適用は本社機能部分に限る

28229

兵庫県

たつの市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
(1)地域未来投資促進法第24条に規定された地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたもの (2)土地、家屋、構築物の合計取得額(基本計画の同意日から5年以内に取得した家屋又は構築物及びこれらの敷地である土地であって1年以内に着手した当該土地の取得額の合計額)10,000 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設) (3)基本計画同意日(H29.9.29)から5年以内に対象施設の操業開始	—	課税免除	固定資産税	3年度間
平成30年3月31日までに「地域活力向上地域特定業務施設整備計画」(知事認定)の認定を受けた事業 移転型:9/10(1年目)3/4(2年目)1/2(3年目) 拡充型:9/10(")2/3(")1/3(")		固定資産税の不均一課税(軽減)	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
たつの市企業立地促進条例	H18.3.24	市内の準工業地域、工業地域、工業専用地域または、工場立地が適当であると市長が認める地域に工場を設置する製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、新規成長事業で、以下の要件を満たす事業者 ○投下固定資産総額 (1)新設、増設 3億円以上 1) 中小企業 1億円以上 2) 新規成長事業 5,000万円以上 (2)移設 2億円以上	工場設置奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 新設、移設 3年度間 増設 2年度間 工場緑化奨励金 ○ 4,000円×緑地面積/10㎡×2/3 ○工場新設時1回限り ○限度額 300万円 雇用奨励金

		<p>1) 中小企業 6,000 万円以上 2) 新規成長事業 3,000 万円以上</p> <p>※ただし、播磨科学公園都市については、新規成長事業又は基本計画に掲げる事業のみ</p> <p>○新規常用従業員 10 名以上(移設の場合、工場設置特別奨励金対象事業者、播磨科学公園都市に立地する事業者を除く)</p> <p>○移設の場合は、法令等で定める公害の防止、公共事業の施行、その他公益上特に必要な理由があると市長が認めるもの</p>	<p>○市内に住所を有する新規雇用された常用従業員数×30 万円(1年以上継続雇用が必要) (同一人に1回限り支給)</p> <p>○操業開始日から1年ごとに確定させ3年度間支給</p> <hr/> <p>工場設置特別奨励金</p> <p>○固定資産税の課税免除を受けた者に対し、普通交付税への減収補填額を支給(工場設置奨励金の対象事業者を除く)</p> <p>○期間 3年度間</p> <hr/> <p>用地取得奨励金</p> <p>○取得額 × 60/100 (限度額 5千万円、1回限り(ただし、5年分割交付))</p> <hr/> <p>建物機械設備奨励金</p> <p>○取得額 × 10/100 (限度額 3千万円、1 回限り(ただし、5年分割交付))</p>
<p>本社立地促進賃料補助金交付要綱</p>	<p>H28.4.1</p>	<p>「本社機能立地計画」作成(知事認定)</p> <p>オフィスビル等への入居</p> <p>新規正規雇用者数11人以上 (旧新宮町区域内は6人以上)</p>	<p>建物質料の 1/4 以内 (限度額 年額 100 万円 月額 750 円/㎡) (3年間・県(1/4)の随伴補助)</p>

28301

兵庫県

猪名川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
猪名川町企業立地 支援条例	H31.3	<p>町内に工場等の事業所を新設、移設、増設し、以下の要件を満たす事業者</p> <p>【適用事業】</p> <p>○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第6項の規定による同意を受けた猪名川町基本計画に規定する地域の特性及びその活用戦略に合致する事業</p> <p>○その他町の基本構想に合致するものであり、かつ、公益が見込める事業</p> <p>【適用条件】</p> <p>○投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者の場合にあっては5,000万円以上)であること。なお、賃借の場合は5,000万円以上(中小企業者の場合にあっては3,000万円以上)であること。</p> <p>○常用従業員数が10人以上(中小企業者の場合にあっては5人以上)であること。</p> <p>○猪名川町暴力団排除に関する条例第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。</p>	<p>事業所立地促進奨励金</p> <p>○取得用地に係る「固定資産課税台帳記載価格」または「町の公共用地買収単価に基づく積算価格」のどちらか低い価格の5%以内(予算の範囲内)</p> <p>※猪名川町産業拠点地区以外の地域</p>
			<p>事業所設置奨励金</p> <p>○固定資産税額を基準として算定した額の範囲内</p> <p>○期間 3年間 (予算の範囲内)</p> <p>※猪名川町産業拠点地区以外の地域</p>
			<p>雇用奨励金</p> <p>○町民の新規常用雇用1人あたり10万円</p> <p>○期間 3年間</p>
			<p>転入促進奨励金</p> <p>○町内に転入した従業員1人あたり10万円</p> <p>○期間 3年間</p>
			<p>転入奨励金</p> <p>○町内に転入した従業員1人あたり持家の場合50万円、借家の場合10万円(従業員本人に対する奨励金)</p>
<p>公共的施設の便宜供与</p> <p>○事業所の設置を行うものに対し、公共的施設の便宜供与を行うことができる</p>			

28365

兵庫県

多可町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多可町産業立地等 促進特別措置条例	H17.11	<p>○町内で工場等の新設又は拡張を行うもので、以下の要件を満たすもの</p> <p>(1)企業の進出 投下固定資産総額が概ね1億円以上で、当該新設工場等の新規雇用常時従業員が操業開始日に5人以上</p> <p>(2)企業の高度化 増設部分の投下固定資産総額が5,000万円以上で、当該増設工場等の新規雇用常時従業員が当該増設部分の操業開始日に3人以上</p> <p>(3)試験研究施設 投下固定資産総額が3億円以上</p> <p>(4)地域経済牽引事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条に規定する地域経済牽引事業計画に従って行われる事業のうち、家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が1億円(農林漁業関連業種にあつては5,000万円)を超えるものであること。</p> <p>○町が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに県条例、その他の環境の保全と創造に関する基準等を遵守すること</p>	<p>公共的施設の新設又は改良</p> <p>○企業施設の5年間の固定資産税相当額を限度</p>
			<p>雇用奨励金</p> <p>○町内在住者の常時従業員の新規雇用に対し5万円/人を限度として3年間支給</p>

28381

兵庫県

稲美町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
稲美町企業立地促進条例	H28.3	<p>○対象業種 産業廃棄物処理業、道路貨物運送業その他 適当でないと認めるものを除く。</p> <p>○対象事業 新たに町内に事業所等を設置し、または既存の事業所等を拡張する事業で、投下固定資産額が1億円以上であるもの。</p>	<p>企業立地促進補助金</p> <p>○固定資産税額の2分の1相当額</p> <p>○交付期間 3年度間</p>
稲美町雇用創出補助金交付要綱	H21.3	<p>次の各号に掲げる事項のすべてに該当する事業所</p> <p>(1)町内事業所であること</p> <p>(2)町税を滞納していない事業所であること</p> <p>(3)被雇用者は、雇用開始日から申請日まで引き続き町内に在住しており、かつ正規従業員として6か月以上継続して雇用されているものとし、厚生年金、雇用保険、社会保険等の福利厚生が図られている者</p>	<p>雇用創出補助金</p> <p>○被雇用者1人につき10万円 (1人につき1回限り)</p>

28204

兵庫県

播磨町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
増加する従業員数 大企業10人以上、中小企業5人以上	減価償却資産の取得価額の合計額 大企業3,800万円、中小企業1,900万円以上	1年目9/10 2年目3/4 3年目1/2	固定資産税	固定資産税の税率は、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、播磨町税条例の固定資産税の税率に関する規定にかかわらず、掲げる事業

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
播磨町企業立地促進条例	H28.3月 制定 (H28.4月 施行)	○対象事業所 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第5条第5項の規定により、播磨町が別に定める産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画において集積業種として指定された業種を行う事業所 ○対象事業 新設、本町の区域内移設 ○立地に係る投下固定資産総額 土地、建物、償却資産の取得合計額 ・大企業:1億円以上 ・中小企業:5,000万円以上	企業立地奨励金(補助金) ○事業投資額に係る、固定資産税・都市計画税 1年目 10分の9 2年目 4分の3 3年目 2分の1 相当額を助成 ○限度額 各年度 5,000万円/事業者
播磨町オフィス賃料補助金交付要綱	H28年2月4日	○対象事業所 町内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等を行う者であって、次のすべての要件を満たす者 (1)平成28年4月1日以後に、新たに賃貸借契約を締結し、オフィスビル等の建物に入居する者 (2)オフィスビル等の建物への入居に際しての新規正規雇用者数が11人以上である者	○補助率 補助対象経費の1/4以内 ○補助金額 上限 月額750円/平方メートル、100万円/年度 補助金交付申請を行った日から36

		<p>○補助事業の対象となる施設 町内のオフィスビル等</p> <p>○補助事業の対象となる経費 事業者が支払うオフィスビル等の建物の賃借料</p>	<p>月を限度とする。</p>
--	--	--	-----------------

28443

兵庫県

神河町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法 過疎地域自立促進特別措置法 —	—	課税免除	固定資産税	3ヵ年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
神河町企業誘致 及び雇用促進条 例	H25.4.1	投下固定資産総額 1 億円以上 (農林漁業関連業種 5,000 万円 以上)かつ、新規雇用者 6 人以上 の事業者	工場等の用に供する家屋、償却資産及びこれらの 敷地である土地に対して課税する固定資産税相当 額を奨励金として 5 年間交付 新規雇用者 1 人につき 10 万円を交付(上限 600 万円)
神河町IT関連事 業所振興支援 事業補助金交付 要綱	H28.7.19	県事業の認定を受けた者で、 空き家、空き店舗(校舎、工場 等の空室を含む。)等の利用さ れていない施設を活用し、新 たにIT関連の事業所、機器設 置施設・場所(サーバールーム 等)を設置し、利用する事業者 で継続的に3年以上の事業を 行う計画を有する者。 (個人事業者の場合は、超内 への居住が要件) 【賃借料補助】 新たに開設するIT関連の事業 所の賃借料。 【通信回線使用料補助】 新たに開設するIT関連の事業 所において、補助事業者が支 払う通信回線使用料(インター ネット接続費、専用回線・プロ バイダー・レンタルサーバ・ドメ イン利用料等を含む) 【建物改修費補助】 新たに開設するIT関連の事 業所の建物改修費で、対象工 事費が 100 万円以上のもの。	賃借料の 25%[限度額 2.5 万円/月、30 万円/ 年] 利用開始から 36 ヶ月を限度 通信回線使用料の 25%[限度額 2.5 万円/月、30 万円/年] 利用開始から 36 ヶ月を限度 施設改修費の 25%[限度額 75 万円]

		<p>【事務機器取得費補助】 新たに開設するIT関連の事業所に必要な事務機器の取得費</p>	<p>事業開始時 1 回限り</p> <p>事務機器取得費の 25% [限度額 25 万円] 事業開始時 1 回限り</p>
--	--	--	---

28464

兵庫県

太子町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
太子町工場立地促進条例	H16.12	町内の工業地域において新設(新規事業を含む)し、公害防止のための措置がなされており、以下の要件を満たす者 ○投下固定資産額3億円以上(中小企業にあつては1億円以上) ○常時雇用従業員数10人以上	工場新設奨励金 ○各年度の固定資産税相当額の1/8の額 ○期間 6年度間
太子町オフィス賃料補助金交付要綱	平成 30 年 8 月 6 日	町内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等を行う者であつて、次のすべての要件を満たす者 (1)オフィスビル等の建物への入居に際しての新規正規雇用者数が11人以上である者 (2)平成28年4月1日以後に、新たに賃貸借契約を締結し、オフィスビル等の建物に入居する者で産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号。以下「県条例」という。)に規定する立地促進事業等を行う者であつて、県が行うオフィス立地促進賃料補助を受ける者 (3)太子町暴力団排除条例(平成25年条例第7号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと。 (4)その他公序良俗に反するなど町長がこの要綱の趣旨に沿わないと認める事業	太子町オフィス賃料補助金交付要綱

28481

兵庫県

上郡町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 減価償却資産取得儀合計額3,800(中小企業者1,900) ・不均一課税率 ○移転型…1年目9/10、2年目3/4、3年目2/4 ○拡充型…1年目9/10、2年目2/3、3年目1/3		不均一課税	固定資産税	3年度間
(1)企業立地促進法第5条により同意を受けた基本計画で指定する業種 (2)企業立地促進法第14条に規定される企業立地計画の承認を県知事より受けたもの (3)土地、家屋、構築物の合計取得額(基本計画の同意日から5年以内に取得した家屋又は構築物及びこれらの敷地である土地であって1年以内に着手した当該土地の取得額の合計額)20,000 (4)基本計画同意日(H25.12.20)から5年以内に対象施設の操業開始		課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上郡町企業立地促進条例	H14.6	○町内において法令に定める公害の防止措置がなされている新規成長事業用施設を新增設する事業者	*奨励金の合計額 2,000 万円/年限度 新規成長事業用施設設置奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 新設 3年度間 増設 2年度間
	H20.3 改正		工場緑化奨励金 ○4,000 円×緑地面積/10 m ² ×2/3 ○1回限り ○限度額 300 万円
	H20.6 改正 H23.4 改正		雇用奨励金 ○町内に住所を有する新規雇用された常用従業員数×30 万円(1年以上継続雇用が必要) (同一人に1回限り支給) ○期間 3年間

28501

兵庫県

佐用町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域内の新增設 企業立地促進法の同意集積区域内の新增設	—	課税免除	固定資産税	3年度間
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 ○移転型…1年目9/10、2年目3/4、3年目2/4 ○拡充型…1年目9/10、2年目2/3、3年目1/3		固定資産税 の不均一課 税(軽減)	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
佐用町企業立 地促進条例	H17.10 H20.6 改 正	町内において工場等を設置し、以下の要件を満すもの ○投下固定資産総額(土地を除く)5,000万円以上 ○工業専用地域、工業地域、準工業地域、工場立地法に基づく工場適地または町長が適当と認める地域に設置すること ○法令等に定める公害の発生防止のための適切な計画がなされていること ○移転の場合は、公害防止、公共事業の施行その他公共公益上特に町長が認めたとき	新規成長事業用施設設置奨励金 ○課税が免除された当該固定資産税額のうち基準財政収入額となるべき額から控除される相当額 ○期間 新設 3年度間 増設 2年度間 雇用奨励金 ○常用従業員(5人以上)1人につき5万円(同一人につき1回限り) 緑化奨励金 ○人口緑地面積 10㎡当たり 4,000円を乗じて得た額の2/3以内 ○限度額 300万円(1回限り) ○限度額 合計額が1指定事業者について1年度 2,000万円
本社立地促進 賃料補助金交 付要綱	H28.4.1	「本社機能立地計画」作成(知事認定) オフィスビル等への入居 新規正規雇用者数11人以上	建物質料の 1/4 以内(3年間) (限度額年額 100万円月額 750円/㎡)

28585

兵庫県

香美町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香美町企業立地促進条例	H18.8	町内において工場等を新設又は増設し、以下の要件を満たす企業 ○投下固定資産総額:5,000 万円以上 ○新規雇用の常用従業員数:2人以上	工場等設置奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 5年度間
			雇用奨励金 ○15 万円×新規雇用の常用従業員数(同一人につき1回限り支給) ○期間 5年度間 ○限度額 600 万円

28586

兵庫県

新温泉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新温泉町企業立地 促進条例	H18.4	町内において事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たす企業 ○新設:投下固定資産額 3,000 万円以上、新規雇用の常用従業員(町内在住)5人以上 ○増設:投下固定資産額 2000 万円以上、新規雇用の常用従業員(町内在住)3人以上	企業立地助成金 ○固定資産税相当額 ○期間 5年度間 ○限度額 無
			雇用促進奨励金 ○営業開始から1年以上引き続いて雇用された町内在住の常用従業員×20万円 ○期間 5年度間 ○限度額 1年度間 600 万円